

# 金利指標改革の開示例

2020年12月



# 目次

開示例 – 一般事業会社	1
開示例 – 銀行	6

この開示例は、IFRS 第7号「金融商品：開示」に対するフェーズ1およびフェーズ2の修正を説明しています。また、解説も提供しています。

この出版物は、あくまでも例示を目的としたものであり、関連する財務報告基準および特定の法域において適用されるその他の報告基準・法令と併せて使用されるべきものです。

# 開示例 ― 一般事業会社

本開示例では、2020年12月31日現在、ヘッジ会計にIFRS第9号を適用している一般事業会社におけるキャッシュ・フロー・ヘッジおよび典型的な他の金融商品について、IFRS第7号に対する「フェーズ1」および「フェーズ2」の修正のひな型を示しています。本開示例の内容は、金利指標改革に関連するIFRS第7号の修正、および金利指標改革の影響を受けるIFRS第7号に基づくその他の開示に限定されています。「フェーズ1」または「フェーズ2」の修正により導入されたIFRS第7号の新しい開示要求事項は、網掛けで強調しています。IFRS第7号の既存の開示に関する参照基準は、黒字で示しています。一般事業会社の包括的な開示については、PwCの「[国際財務報告基準\(IFRS\)に基づく連結財務諸表のひな型 2020年12月末](#)」(和訳は[こちら](#))を参照ください。

## 1. 当年度から適用した新しい会計基準

フェーズ2  
IAS39(108H)  
IFRS9(7.1.9)  
IFRS16(C1B)

### 早期適用した修正基準

A社は、2020年8月に公表されたIFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」およびIFRS第16号「リース」に対する修正「金利指標改革―フェーズ2」の早期適用を選択しました。経過措置に従い、本修正は、ヘッジ関係および金融商品に遡及適用されています。比較数値は修正再表示しておらず、当年度の剰余金の期首残高に本修正の適用による影響はありません。

### ヘッジ関係

「フェーズ2」の修正は、金利指標改革中に生じる論点に対応しています。「フェーズ2」の修正には、「フェーズ1」の修正の適用を終了する時期、ヘッジ指定および文書化の更新時期、代替的な指標金利のヘッジがヘッジされるリスクとして認められる時期の明確化などが含まれています。

「フェーズ1」の修正では、金利指標改革の直接的な影響を受けるヘッジ関係に対して、ヘッジ会計の特定の要求事項の適用を免除する一時的な救済措置が提供されています。この救済措置は、金利指標改革によって、通常、契約の修正前にヘッジ会計の中止とならないように設けられました。しかし、ヘッジ非有効部分は、引き続き損益計算書に計上されます。さらに、本修正は、救済措置の終了の要件についても定めており、その中には金利指標改革から生じる不確実性の解消時期も含まれます。

2020年12月31日に終了する年度において、A社は、「フェーズ2」の修正により提供される、次のヘッジ会計の救済措置を適用しています。

- **ヘッジ指定:**フェーズ1の修正の適用を終了する時に、A社は、金利指標改革で要求される変更を反映するためにヘッジ指定を修正しますが、次のうち1つまたは複数の変更を行うためにのみ修正します。
  - a 契約上明示されている、または契約上明示されていない代替的な指標金利をヘッジされるリスクとして指定
  - b ヘッジされるキャッシュ・フローまたは公正価値の指定部分の記述を含む、ヘッジ対象の記述の修正
  - c ヘッジ手段の記述の修正

A社は、上記修正を反映するために、当該修正を行った年度の末日までにヘッジ文書を更新します。これらのヘッジ文書の修正は、A社にヘッジ関係の中止を生じさせません。A社は、当年度において金利指標改革に関連するヘッジ文書を修正していません。

- **キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額:**A社が上記のようにヘッジ指定を修正した場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されている残高は、代替的な指標金利(例えば、英ポンドLIBORがSONIAに置き換わる場合には、SONIA)に基づいているとみなされます。中止されたヘッジ関係については、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの基礎となる金利指標が金利指標改革によって変更される場合には、引き続きヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が見込まれるかどうかの評価を行う目的上、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額も代替的な指標金利に基づいているとみなされます。
- **リスク要素:**代替的な指標金利について、A社が最初の指定から24か月以内に独立して識別可能となると合理的に見込まれ、かつ、リスク要素が信頼性をもって測定可能である場合、指定日に独立して識別可能でなくても、契約上明示されていないリスク要素としての指定が認められます。24か月の期間は、A社が指定するそれぞれの代替的な指標金利に適用されます。A社は、当年度中のいかなるヘッジ関係においても、代替的な指標金利のリスク要素を指定していません。

「フェーズ 1」の修正に基づいて適用される救済措置に関する詳細は、ヘッジ会計に関する会計方針に記載していません。<sup>1</sup>

### 長期借入金およびリース負債

「フェーズ 2」の修正では、償却原価で測定する金融商品（すなわち、償却原価で測定する金融商品およびその他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定する負債性金融資産）について、金利指標改革によって要求される契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎の変更を実効金利の調整によって反映することが要求されます。実効金利の調整は、直ちに純損益に認識されません。リース負債についても、同様の実務上の便法があります（以下を参照ください）。こうした実務上の便法は、金利指標改革によって要求される条件変更、すなわち、金利指標改革の直接の結果として要求されており、かつ、契約上のキャッシュ・フローの決定の新しい基礎が従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である場合にのみ適用されます。

金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更の一部または全部が上記の要件を満たさない場合には、最初に、当該金融商品の実効金利の改訂を含む、上記の実務上の便法を金利指標改革によって要求される変更に応用します。他の追加的な変更は、通常の方法で会計処理されます（すなわち、条件変更または認識の中止の評価を行い、金融商品の認識の中止を行わない場合には、条件変更に係る利得または損失を直ちに純損益に認識する）。

契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎が変更されるリース負債については、実務上の便法として、金利指標改革によって要求される場合、当該変更を反映する割引率を用いて改訂後のリース料を割り引くことによってリース負債を再測定します。金利指標改革で要求されるリースの条件変更に加えてリースの条件変更が行われた場合、金利指標改革で要求される変更を含めて、すべてのリースの条件変更に関し IFRS 第 16 号の通常要求事項を適用します。

2020 年 12 月 31 日に終了する年度において、A 社は、500 英ポンドの長期借入金に「フェーズ 2」の修正で提供された実務上の便法を適用しました。

フェーズ 1  
IFRS7(24H)(a)  
IFRS7(24H)(b)  
IFRS7(24H)(c)  
フェーズ 2  
IFRS7(24I)(a)  
IFRS7(24I)(b)  
IFRS7(24J)(a)

### 金利指標改革の影響

金融危機後、世界各国の規制当局にとって、英ポンド LIBOR やその他の銀行間取引金利（IBOR）などの指標金利の改革と置換えが優先事項となりました。これらの変更の時期および正確な内容については、依然として不確実性が存在しています。現在、A 社は、英ポンド LIBOR を参照し、期間が 2021 年以降に及ぶ多数の契約を保有しています。これらの契約は、下表で示しています。

現在、英ポンド LIBOR は、英ポンド無担保翌日物指数平均金利（SONIA）への置換えが見込まれています。英ポンド LIBOR と SONIA の間には、引き続き重要な相違点があります。英ポンド LIBOR は借入期間の開始時に公表されるため、「ターム物金利」であり、借入期間（3 か月または 6 か月など）に対して公表され、前決め（フォワード・ルッキング）金利です。これに対し、SONIA は、現在、実際の取引における翌日物金利に基づく後決め（バックワード・ルッキング）金利であり、翌日物の借入期間終了時に公表されています。さらに、LIBOR にはリスクフリー金利に対する信用スプレッドが含まれていますが、SONIA には現在含まれていません。英ポンド LIBOR を参照する既存契約や取決めを SONIA に移行するにあたり、2 つの指標金利が移行時に経済的に同等となるように、SONIA に期間の差異および信用の差異についての調整を適用する必要が生じる可能性があります。

当年度末時点において、金融業界のワーキング・グループは、英ポンド LIBOR と SONIA 間の調整額を算定する方法について検討を行っています。英ポンドのリスク・フリー・リファレンス・レートに関するワーキング・グループは、ターム物 SONIA 参照金利は 2021 年第 1 四半期に開発される見込みであると述べています。

取締役会は、2019 年度に英ポンド LIBOR 移行プロジェクト計画を策定しました。この移行プロジェクトでは、システム、プロセス、リスク管理、評価モデルの変更および関連する税務・会計上の影響について検討しています。2020 年 12 月 31 日現在、システム、プロセスおよびモデルに必要な変更を識別し、その一部を実施しています。スワップや債務の契約相手方との協議は行っていますが、金利指標改革に関連する具体的な変更についてまだ合意は行われていません。移行に伴うリスクは、主として、借入金および関連するヘッジ手段であるスワップが同時に新しい指標金利に移行しない、または金利の変動が異なる金額で生じる場合の潜在的影響に関連しています。特に、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）のプロトコルに基づいてスワップの移行が早期に行われ、ヘッジ対象の借入金とは異なる

<sup>1</sup> PwC In depth INT2019-04「金利指標改革について IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号に対するフェーズ 1 の修正に関する実務ガイド」付録 2 の開示例を参照ください。

るスプレッド調整を使用している場合、IBOR からの移行の結果として、ヘッジ非有効部分が生じ、A 社に現金費用が発生する可能性があります。

## PwC の見解

- IFRS 第 7 号の「フェーズ 1」の修正では、企業の広範な移行プロジェクト、および金利指標改革の影響を受けるヘッジ関係に関する特定の開示が要求されました。企業が過去にヘッジ関係に関連した移行プロジェクトのみを説明していた場合、「フェーズ 2」の修正で要求されるように、その範囲をすべての金融商品およびリースに拡大する必要があります。
- この開示では、企業の金融商品およびヘッジ関係が晒されている重要な金利指標のそれぞれについて記載する必要がありますが、上記では、例示として英ポンド LIBOR のみを記載しています。
- 上記では、A 社によって管理される IBOR 関連の主たるリスク・エクスポージャーは、変動金利借入金および IBOR に連動するリース料であると仮定しています。開示は、企業が移行プロセスをどのように管理しているかを含め、企業が管理している他のすべての IBOR 関連のリスク・エクスポージャーについての企業固有の開示項目も含めるように拡充する必要があります。これには、負債性金融商品、デリバティブおよびリース負債に加えて、リース債権、その他の金融負債、ファクタリング契約、および IBOR に連動する支払を伴うその他の金融商品が含まれる可能性があります。
- A 社が移行プロセスを進めるにつれて、上記の開示は、特に企業に関する最新の情報および移行プロセスを反映するように更新する必要があります。
- フェーズ 2 の修正では要求されていませんが、当年度に実際に適用した救済措置の範囲に関する記述的な開示は、財務諸表利用者にとって有用となる可能性があるため、上記の開示例に記載しています。
- A 社は、ヘッジ会計に IFRS 第 9 号を適用しています。仮にヘッジ会計に IAS 第 39 号を適用している場合であれば、IAS 第 39 号の適用企業のみを提供される、80%から 125%の範囲で判定を行う遡及的な有効性テストを免除する救済措置を利用できます。さらに、フェーズ 1 における遡及的な有効性テストの免除に対する救済措置の適用を終了する時に、A 社は、それぞれのヘッジごとに、80%から 125%の範囲で判定を行うヘッジの有効性テストの目的上、ヘッジ対象およびヘッジ手段の公正価値変動の累計額をゼロに戻すことが認められます。しかし、これは損益計算書上で報告されるヘッジ非有効部分の金額には影響しません。したがって、これらの救済措置を含む IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を適用する企業は、会計方針の追加的な開示が必要となります。

## フェーズ 2 IFRS7(24J)(b)

以下の表は、A 社が 2020 年 12 月 31 日現在保有している英ポンド LIBOR を参照するすべての金融商品、および、そのうちまだ SONIA または代替的な指標金利に移行していない金融商品の詳細です。

	2020 年 12 月 31 日現在の 帳簿価額		左記のうち、 2020 年 12 月 31 日現在で 代替的な指標金利に移行して いない金融商品の帳簿価額	
	資産 英ポンド	負債 英ポンド	資産 英ポンド	負債 英ポンド
<b>英ポンド LIBOR に対するエクスポージャーのある非デリバティブ資産および負債</b>				
<b>償却原価で測定</b>				
現金	4,000	-	-	-
長期営業債権	7,000	-	2,000	-
長期借入金	-	(10,000)	-	(10,000)
リース負債	-	(5,000)	-	(4,000)
	<b>11,000</b>	<b>(15,000)</b>	<b>2,000</b>	<b>(14,000)</b>
デリバティブ	2,007	-	2,007	-
<b>英ポンド LIBOR に対するエクスポージャーのある資産および負債合計</b>	<b>13,007</b>	<b>(15,000)</b>	<b>4,007</b>	<b>(14,000)</b>

## PwC の見解

- この開示では、企業の金融商品が晒されている重要な金利指標のそれぞれについて記載する必要がありますが、上記では、例示として英ポンド LIBOR のみを記載しています。
- IFRS 第 7 号第 24J 項 (b) では、報告日時点でまだ代替的な指標金利に移行していない、リース負債を含む金融商品の開示を要求しています。上表の 1 列目 (英ポンド LIBOR を参照するすべての金融商品) は、有用性の観点で記載されていますが、IFRS 第 7 号第 24J 項 (b) では要求されていません。これは、IFRS 第 9 号 BC35LLL 項が、代替的な指標金利に移行する前に期限が到来する金融商品について開示を要求しないことを明示しているためです。
- IFRS 第 7 号第 24J 項 (b) は、まだ新しい指標金利に移行していない金融商品についてどのような数値ベースを用いて開示するかに関しては、柔軟性を持たせています。したがって、上記の開示例では、貸借対照表上の帳簿価額を用いていますが、財務諸表作成者は、(例えば、金利指標改革の一環として、主要な経営幹部への) 社内報告に基づく定量的な情報を開示することも可能です。なお、開示される情報の基礎は、明確に記述する必要があります。
- この開示例では、A 社の保有する IBOR を参照するすべての金融商品が貸借対照表上認識されていると仮定しているため、貸借対照表上の帳簿価額をこの開示目的に使用できます。しかし、IFRS 第 7 号第 24J 項 (b) の範囲にはすべての金融商品が含まれるため、A 社が貸借対照表に全体を認識していない金融商品を保有していた場合には、それらも上記の開示に含める必要があります。例えば、A 社が IBOR を参照する金融保証を発行しており、貸借対照表上、予想信用損失 (ECL) と未償却プレミアムのうちいずれか「高い方」でのみ測定されている場合や、企業が銀行から提供されたが、まだ使用されていない信用枠について、貸借対照表上認識していないローン・コミットメントが挙げられます。

## 2. ヘッジ会計

### 変動金利借入金に係る金利リスク(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

A 社の金利リスクは、利率が 3 か月 LIBOR で満期 10 年の変動金利借入金 10,000 英ポンドから生じます。A 社のリスク管理方針では、変動金利から固定金利への金利スワップを用いて、変動金利借入金のキャッシュ・フローの変動をヘッジする方針としています。したがって、A 社は 10 年物の金利スワップ(「ヘッジ手段」)を締結し、固定金利を支払い、借入金に対応する変動金利を受け取ります。借入金は償却原価で測定します。

ヘッジ非有効部分は、以下の原因で生じる可能性があります。

IFRS7(22B)(c),  
(23D)

- ...
- v. 今後生じる英ポンド LIBOR に対する金利指標改革の影響。これは、当該改革が異なる時点で生じ、ヘッジ対象(変動金利借入金)とヘッジ手段(当該借入金をヘッジするために使用する金利スワップ)に異なる影響を与える可能性があるためです。金利指標改革による影響の詳細については以下を参照ください。

IFRS7(24A)  
フェーズ 1  
IFRS7(24H)(e)

以下の表は、A 社のヘッジ戦略で使用されているヘッジ手段のうち、英ポンド LIBOR を参照し、かつ、まだ SONIA または代替的な金利指標に移行しておらず、ヘッジ関係にフェーズ 1 の救済措置が適用されているヘッジ手段の詳細です。

	帳簿価額			貸借対照表 の項目	ヘッジ非有効 部分の算定に 使用した公正 価値の変動 英ポンド	金利指標改革 の影響を 直接受ける 想定元本 英ポンド
	想定元本	資産	負債			
	英ポンド	英ポンド	英ポンド			
キャッシュ・フロー・ ヘッジ 金利						
金利スワップ	10,000	2,007	-	ヘッジ手段で あるデリバティ ブ	1,532	10,000

## PwC の見解

上記には示されていませんが、企業が、「フェーズ 1」の修正を早期適用し、2019 年度に上記の開示を提供している場合には、2020 年度の財務諸表において比較金額を表示する必要があります。

### 3. 重要な会計上の見積りおよび判断

#### フェーズ 1 IFRS7(24H)(d)

#### 金利指標改革の影響—重要な仮定

A 社は、ヘッジされるリスクに起因する変動金利借入金の公正価値の変動を算定するにあたり、現在の予想を反映した以下の仮定を用いています。

- 変動金利借入金は 2022 年中に SONIA に移行し、そのスプレッドは、ヘッジ手段として使用される金利スワップに含まれるスプレッドに類似する。
- 変動金利借入金の契約条件について、その他の変更は予定していない。
- A 社は、算定に使用される割引率に追加のスプレッドを調整することによって、変動金利借入金が SONIA に移行する時期、その結果生じるスプレッドの調整、およびまだ確定していない金利指標改革のその他の側面に関する不確実性を織り込んでいます。

## PwC の見解

- 上記では説明していませんが、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 122 項および第 125 項で要求されているとおり、企業は、金利指標改革に関連する重要な会計上の判断または見積りを開示する必要があります。
- A 社は、算定に使用する割引率に追加のスプレッドを調整することによって、ヘッジされるリスクの公正価値に金利指標改革に関連する不確実性を織り込むアプローチを採用しています。借入金のキャッシュ・フローを調整するなど、他のアプローチを使用する可能性もあります。市場参加者が使用するアプローチは、市場の進展につれて、一定の期間にわたり変化する可能性もあります。しかし、どのようなアプローチにおいても、(a) 新しい指標金利に変更される予想や可能性(これが市場におけるヘッジ対象の公正価値測定に織り込まれる)、および(b) 指標金利の変更に伴う不確実性について、市場参加者の見解を反映させる必要があります。

### 本開示例に含まれていない項目-A 社に適用されない開示要求

#### フェーズ 2 IFRS7(24J)(c) IAS24(18)

IFRS 第 7 号第 24J 項(c)では、企業に、予想される指標金利の置換えから生じるリスクの影響として、リスク管理戦略を変更した場合にも開示を求めています。

IBOR を参照する関連当事者の金融商品の条件変更が行われる場合、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」第 18 項に基づく開示には、更新後の契約条件を記載しなければなりません。

# 開示例－銀行

本開示例では、PwC の「[銀行の IFRS 第 9 号－ひな型](#)」(英語のみ)に基づき、2020 年 12 月 31 日に終了する年度において、金融機関における固定金利の住宅ローンの金利リスク(公正価値ヘッジ)および典型的な他の金融商品について、IFRS 第 7 号に対する「フェーズ 1」および「フェーズ 2」の修正のひな型を示しています。本開示例の銀行は、ヘッジ会計に IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」を適用しています。「フェーズ 1」または「フェーズ 2」で導入された新しい IFRS 第 7 号の開示要求事項は、網掛けで強調しています。IFRS 第 7 号の既存の開示に関する参照基準は、黒字で示しています。銀行の包括的な開示については、PwC の「[銀行の IFRS 第 9 号－ひな型](#)」(英語のみ)を参照ください。

## 1. 当年度から適用した新しい会計基準

フェーズ 2  
IAS39(108H)  
IFRS9(7.1.9)  
IFRS16(C1B)

### 早期適用した修正基準

当社グループは、2020 年 8 月に公表された IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」、IFRS 第 7 号「金融商品:開示」および IFRS 第 16 号「リース」に対する修正「金利指標改革－フェーズ 2」の早期適用を選択しました。経過措置に従い、本修正は、ヘッジ関係および金融商品に遡及適用されています。比較数値は修正再表示しておらず、当年度の剰余金期首残高に本修正の適用による影響はありません。

### ヘッジ関係

「フェーズ 2」の修正は、金利指標改革中に生じる論点に対応しています。フェーズ 2 の修正には、「フェーズ 1」の修正を終了する時期、ヘッジ指定および文書化の更新時期、代替的な指標金利のヘッジがヘッジされるリスクとして認められる時期の明確化などが含まれています。

「フェーズ 1」の修正では、金利指標改革の直接的な影響を受けるヘッジ関係に対して、ヘッジ会計の特定の要求事項の適用を免除する一時的な救済措置が提供されています。この救済措置は、金利指標改革によって、通常、契約の修正前にヘッジ会計の中止とならないように設けられました。しかし、ヘッジ非有効部分は、引き続き損益計算書に計上されます。さらに、本修正は、救済措置の終了の要件についても定めており、その中には金利指標改革から生じる不確実性の解消時期も含まれます。

2020 年 12 月 31 日に終了する年度において、当社グループは、「フェーズ 2」の修正により提供される、次のヘッジ会計の救済措置を適用しています。

- **ヘッジ指定:**フェーズ 1 の修正の適用を終了した時に、当社グループは金利指標改革で要求される変更を反映するためにヘッジ指定を修正しますが、次のうち 1 つまたは複数の変更を行うためにのみ修正します。
  - a 契約上明示されているまたは契約上明示されていない代替的な指標金利をヘッジされるリスクとして指定
  - b ヘッジされるキャッシュ・フローまたは公正価値の指定部分の記述を含む、ヘッジ対象の記述を修正
  - c ヘッジ手段の記述を修正

当社グループは、上記修正を反映するために、当該修正を行った年度の末日までにヘッジ文書を更新します。これらのヘッジ文書の修正は、当社グループにヘッジ関係の中止を生じさせません。当社グループは、当年度において金利指標改革に関連するヘッジ文書を修正していません。

- **項目グループのヘッジ:**金利指標改革による項目グループのヘッジ(住宅ローンのポートフォリオにおける金利リスクの公正価値ヘッジなど)を修正する場合、ヘッジ対象である項目グループをヘッジされる指標金利に基づいてサブグループに配分します(例えば、公正価値ヘッジを適用している住宅ローンのポートフォリオを英ポンド LIBOR のサブグループと SONIA のサブグループに配分する)。各サブグループの指標金利は、ヘッジされるリスクとして指定されます。当社グループは、当年度において項目グループのヘッジを修正していません。
- **遡及的な有効性テスト:**フェーズ 1 の遡及的な有効性テストに関する救済措置の適用を終了する時に、当社グループは、ヘッジ有効性テストの 80%から 125%の範囲で判定を行う目的上、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動の累計額をゼロに戻すことができます。これは、損益計算書に報告されるヘッジ非有効部分の金額には影響を与えません。当社グループは、当年度においてヘッジ対象およびヘッジ手段の公正価値変動の累計額をゼロに戻していません。



- **リスク部分:** 代替的な指標金利について、当社グループが最初の指定から 24 か月以内に独立して識別可能となると合理的に見込まれ、かつ、リスク部分が信頼性をもって測定可能である場合、指定日に独立して識別可能ではなくても、契約上明示されていないリスク部分としての指定が認められています。24 か月の期間は、当社グループが指定するそれぞれの代替的な指標金利に適用されます。当社グループは、当年度においてヘッジ関係において、代替的な指標金利のリスク部分を指定していません。

「フェーズ 1」の修正に基づいて適用される救済措置に関する詳細は、ヘッジ会計に関する会計方針に記載していません。<sup>2</sup>

### 償却原価で測定する金融商品およびリース負債

「フェーズ 2」の修正では、償却原価で測定する金融商品(すなわち、償却原価で測定する金融商品およびその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債性金融資産)について、金利指標改革によって要求される契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎の変更を実効金利の調整によって反映されることが要求されます。実効金利の調整は、直ちに純損益に認識されません。リース負債についても、同様の実務上の便法があります(以下を参照ください)。実務上の便法は、金利指標改革によって要求される変更、すなわち、金利指標改革の直接の結果として要求されており、かつ、契約上のキャッシュ・フローの決定の新しい基礎が従前の基礎(すなわち、変更直前の基礎)と経済的に同等である場合にのみ適用されます。

金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更の一部または全部が上記の要件を満たさない場合には、最初に、当該金融商品の実効金利の改訂を含む、上記の実務上の便法を金利指標改革によって要求される変更に応用します。他の追加的な変更は、通常の方法で会計処理されます(すなわち、条件変更または認識の中止の評価を行い、金融商品の認識の中止を行わない場合には、条件変更に係る利得または損失を直ちに純損益に認識する)。

契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎が変更されるリース負債については、実務上の便法として、金利指標改革によって要求される場合、当該変更を反映する割引率を用いて改訂後のリース料を割り引くことによってリース負債を再測定します。金利指標改革で要求されるリースの条件変更に加えてリースの条件変更が行われた場合、金利指標改革で要求される変更を含めて、すべてのリースの条件変更に関し IFRS 第 16 号の通常要求事項を適用します。

2020 年 12 月 31 日に終了する年度において、当社グループは、償却原価で測定する CU1,000 の貸付金に「フェーズ 2」の修正で提供された実務上の便法を適用しました。

**フェーズ 1**  
IFRS7(24H)(a)  
IFRS7(24H)(b)  
IFRS7(24H)(c)

### 金利指標改革の影響

金融危機後、世界各国の規制当局にとって、英ポンド LIBOR やその他の銀行間取引金利(IBOR)などの指標金利の改革と置換えが優先事項となりました。これらの変更の時期および正確な内容については、依然として不確実性が存在しています。金利指標改革の直接的な影響を受ける当社グループのリスク・エクスポージャーは、主に償却原価で測定する長期固定金利の住宅ローンのポートフォリオ(CU23,412)です。これらの住宅ローンは、現在の指標金利である 3 か月英ポンド LIBOR に起因する公正価値の変動に対して、金利スワップのポートフォリオを使用してヘッジされています。

また、当社グループは、金融資産および金融負債に係る英ポンド LIBOR の改革の影響にも晒されており、その影響は下表のとおりです。

上述した金利指標改革の一環として、英国の金融行為規制機構(FCA)は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が影響を与える可能性を認めながらも、2021 年末以降、パネル行に対して英ポンド LIBOR 提出プロセスへの参加を強制せず、これらの指標金利の監視を停止することを決定しました。国際スワップデリバティブ協会(ISDA)や英ポンドのリスク・フリー・レートに関するワーキング・グループを含む、規制当局と民間セクターのワーキング・グループは、英ポンド LIBOR の代替的な指標金利について議論を続けています。

現在、英ポンド LIBOR は、英ポンド無担保翌日物指数平均金利(SONIA)への置換えが見込まれています。英ポンド LIBOR と SONIA の間には、引き続き重要な相違点があります。英ポンド LIBOR は借入期間の開始時に公表されるため、「ターム物金利」であり、借入期間(3 か月または 6 か月など)に対して公表され、前決め(フォワード・ルッキング)金利です。これに対し、SONIA は、現在、実際の取引における翌日物金利に基づく後決め(バックワード・ルッキング)金利であり、翌日物の借入期間終了時に公表されています。さらに、LIBOR にはリスクフリー金利に対する信用スプレッドが含まれていますが、SONIA には現在含まれていません。英ポンド LIBOR を参照する既存契約

<sup>2</sup> PwC In depth INT2019-04「金利指標改革について IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号に対するフェーズ 1 の修正に関する実務ガイド」付録 2 の開示例を参照ください。

や取決めを SONIA に移行するにあたり、2 つの指標金利が移行時に経済的に同等となるように、SONIA に期間の差異および信用の差異についての調整を適用する必要性が生じる可能性があります。

当年度末時点において、金融業界のワーキング・グループは、英ポンド LIBOR と SONIA 間の調整額を算定する方法について検討を行っています。英ポンドのリスクフリー・リファレンス・レートに関するワーキング・グループは、ターム物 SONIA 参照金利は 2021 年第 1 四半期に開発される見込みであると述べています。

当社グループは現在、英ポンド LIBOR を参照し、期間が 2021 年以降に及ぶ多数の契約を保有しており、これには、ISDA プロトコルに基づいて移行するスワップも含まれます。これらの契約は、下表で示しています。

取締役会は、当社グループの英ポンド LIBOR 移行計画をモニターするため、2019 年度に財務、リスク、IT、財務、法務、コンプライアンスを担当する主要な従業員、および外部アドバイザーから構成される運営委員会（ステアリングコミッティー）を設置しました。運営委員会は、事業上の潜在的な混乱の最小化やオペレーショナル・リスク管理、および発生しうる財務上の損失の軽減を目的に、英ポンド LIBOR を参照する契約を SONIA に移行する移行プロジェクト計画を策定しました。移行プロジェクトでは、システム、プロセス、リスク管理、評価モデルの変更および関連する税務・会計上の影響について検討しています。2020 年 12 月 31 日現在、システム、プロセスおよびモデルに必要な変更を識別し、一部を変更しています。契約相手方との協議は行っていますが、金利指標改革に関連する具体的な変更について、まだ提案または合意は行われていません。当社グループは、英ポンド LIBOR の置換えから生じる最も重要な領域として、英ポンド LIBOR の参照契約を捕捉するシステムおよびプロセスの更新、これらの契約の修正、または期待したとおりに機能しない既存のフォールバック条項や移行条項の修正、英ポンド LIBOR から移行するデリバティブと貸付金の時期の不一致およびそれに伴う経済リスク管理への影響、ならびにヘッジ指定の更新を識別しました。当社グループは、SONIA への秩序ある移行を確保し、移行に伴うリスクを最小化するため、業界関係者や FCA との協働を継続し、また、英ポンド LIBOR の置換えに伴うリスクについて識別および評価を継続する予定です。

## PwC の見解

- この開示では、当社グループの金融商品とヘッジ関係が晒されている重要な金利指標のそれぞれについて記載する必要がありますが、上記では例示として英ポンド LIBOR のみを記載しています。
- 上記では、当社グループによって管理される IBOR 関連の主たるリスク・エクスポージャーは固定金利の住宅ローンの金利リスクの公正価値ヘッジであると仮定しています。これらの開示は、当社グループが移行プロセスをどのように管理しているかを含む、当社グループが管理している他のすべての IBOR 関連のリスク・エクスポージャーについての企業固有の開示も含めるように拡充する必要があります。これには、負債性金融商品およびデリバティブに加えて、リース債権、金融負債、および IBOR に連動する支払を伴うその他の契約が含まれる可能性があります。
- 当社グループが移行プロセスを進めるにつれて、上記の開示は、特に当社グループに関する最新の情報および移行プロセスを反映するように更新する必要があります。
- フェーズ 2 の修正では要求されていませんが、当年度に実際に適用した救済措置の範囲に関する記述的な開示は、財務諸表利用者にとって有用となる可能性があるため、上記の開示例に記載しています。

フェーズ 2  
IFRS7(24J)(b)

以下の表は、当社グループが2020年12月31日現在保有している英ポンド LIBOR を参照するすべての金融商品、および、そのうちまだ SONIA または代替的な指標金利に移行していない金融商品の詳細です。

	2020年12月31日現在の帳簿価額・名目金額		左記のうち、 2020年12月31日現在で 代替的な指標金利に 移行していない金融商品 の帳簿価額・名目金額	
	資産	負債	資産	負債
	CU'000	CU'000	CU'000	CU'000
<b>英ポンド LIBOR に対するエクスポージャーのある非デリバティブ資産および負債</b>				
<b>償却原価で測定</b>				
現金および中央銀行での銀行残高	1,640	-	-	-
銀行に対する貸付金および前渡金／銀行からの預金	760	(650)	640	(470)
顧客に対する貸付金および前渡金／顧客からの預金	18,620	(20,110)	15,440	(16,270)
リバース・レポ契約／レポ契約	2,190	(1,100)	-	-
リース債権／リース負債	320	(72)	280	(60)
	<b>24,890</b>	<b>(23,472)</b>	<b>17,610</b>	<b>(18,170)</b>
<b>純損益を通じて公正価値で測定</b>				
特定取引資産／特定取引負債	3,010	(920)	2,600	(915)
公正価値測定に指定した金融資産／公正価値測定に指定した金融負債	380	(740)	340	(731)
	<b>3,390</b>	<b>(1,660)</b>	<b>2,940</b>	<b>(1,646)</b>
<b>非デリバティブ資産および負債の帳簿価額合計</b>	<b>28,280</b>	<b>(25,132)</b>	<b>20,550</b>	<b>(19,816)</b>
デリバティブ	24,200	(20,390)	19,360	(16,790)
<b>英ポンド LIBOR にエクスポージャーのある資産および負債の帳簿価額合計</b>	<b>52,480</b>	<b>(45,522)</b>	<b>39,910</b>	<b>(36,606)</b>
ローン・コミットメント	-	2,880	-	198
金融保証	-	352	-	64
<b>ローン・コミットメントおよび金融保証の名目金額合計</b>	<b>-</b>	<b>3,232</b>	<b>-</b>	<b>262</b>
	<b>52,480</b>	<b>(42,290)</b>	<b>39,910</b>	<b>(36,344)</b>

**PwC の見解**

- この開示では、当社グループの金融商品が晒されている重要な金利指標のそれぞれについて記載する必要がありますが、上記では例示として英ポンド LIBOR のみを記載しています。
- IFRS 第7号第24J項(b)では、報告日時点でまだ代替的な指標金利に移行していない、リース負債を含む金融商品の開示を要求しています。上表の1列目(英ポンド LIBOR を参照するすべての金融商品)は、有用性の観点で記載されていますが、IFRS 第7号第24J項(b)では要求されていません。これは、IFRS 第9号 BC35LLL 項が、代替的な指標金利に移行する前に期限が到来する金融商品については開示を要求しないことを明示しているためです。
- IFRS 第7号第24J項(b)は、まだ新しい指標金利に移行していない金融商品についてどのような数値ベースを用いて開示するかに関しては、柔軟性を持たせています。したがって、上記の開示例では貸借対照表上の帳簿価額を用いていますが、財務諸表作成者は、(例えば、金利指標改革の実施の一環として、主要な経営幹部への)社内報告に基づく定量的な情報を開示することも可能です。なお、開示される情報の基礎は、明確に記述する必要があります。
- 上記の開示には、当社グループが保有するすべての金融商品が含まれていますが、一部は貸借対照表上で認識されていません(金融保証およびローン・コミットメント)。したがって、上記の開示は、当社グループの貸借対照表とは一致しません。

## 2. ヘッジ会計

### 固定金利の住宅ローンの金利リスク(公正価値ヘッジ)

当社グループは、長期固定金利の住宅ローンのポートフォリオを保有しているため、市場金利の変動による公正価値の変動に晒されています。当社グループは、当該リスク・エクスポージャーを固定金利支払・変動金利受取の金利スワップを締結して管理しています。

ヘッジ非有効部分は、以下の原因で生じる可能性があります。

IFRS7(22B)(c),  
(23D)

- ...
- v. 今後生じる英ポンド LIBOR に対する金利指標改革の影響。これは、当該改革が異なる時点で生じ、ヘッジ対象(固定金利の住宅ローン)とヘッジ手段(当該住宅ローンをヘッジするために使用するデリバティブ)に異なる影響を与える可能性があるためです。金利指標改革による影響の詳細については、以下を参照ください。

IFRS7.24A  
フェーズ 1  
IFRS7(24H)(e)

以下の表は、当社グループのヘッジ戦略で使用されているヘッジ手段のうち、英ポンド LIBOR を参照し、かつ、まだ SONIA または代替的な金利指標に移行しておらず、ヘッジ関係にフェーズ 1 の救済措置が適用されているヘッジ手段の詳細です。

	帳簿価額			貸借対照表 の項目	ヘッジ非有効 部分の算定に 使用した公正 価値の変動 CU'000	金利指標改革 の影響を 直接受ける 想定元本 CU'000
	想定元本	資産	負債			
	CU'000	CU'000	CU'000			
公正価値ヘ ッジ 金利						
金利スワップ	23,412	301	612	ヘッジ手段の デリバティブ	(192)	18,186

上記の金利スワップの想定元本 CU23,412 のうち、CU5,226 は 2021 年第 4 四半期に予定されている英ポンド LIBOR の置換えより前に満期を迎えます。

### PwC の見解

上記には示されていませんが、企業が、「フェーズ 1」の修正を早期適用し、2019 年度に上記の開示を提供している場合には、2020 年度の財務諸表において比較金額を表示する必要があります。

## 3. 重要な会計上の見積りおよび判断

フェーズ 1  
IFRS7(24H)(d)

### 金利指標改革の影響—重要な仮定

- 当社グループは、固定利付金融商品の公正価値ヘッジにおいて、(i)ヘッジ手段が代替的な指標金利に修正されて、その不確実性が存在しなくなった場合、および(ii)ヘッジ対象における代替的な指標金利のリスク要素が独立して識別可能で信頼性をもって測定可能である場合には、ヘッジされるリスクに関する不確実性は存在しないと判断している。

## PwC の見解

- 上記では説明していませんが、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 122 項および第 125 項で要求されているとおり、企業は、金利指標改革に関連する重要な会計上の判断または見積りを開示する必要があります。
- 固定利付金融商品の公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされるリスクに関する不確実性がもはや存在しない時の判断に使用できるアプローチについては、FAQ 5.3.1「金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時」(和訳は [こちら](#)) を参照ください。

## 本開示例に含まれていない項目-当社グループに適用されない開示要求

**フェーズ 2  
IFRS7(24J)(c)  
IAS24(18)** IFRS 第 7 号第 24J 項(c)では、企業に、予測される指標金利の置換えから生じるリスクの影響として、リスク管理戦略を変更した場合にも開示を求めています。

IBOR を参照する関連当事者の金融商品の条件変更が行われる場合、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」第 18 項に基づく開示には、更新後の契約条件を記載しなければなりません。

This content is for general information purposes only, And should not be used As A substitute for consultation with professional Advisors.